

患者関係委員提出資料

平成 22 年 3 月 11 日

厚生労働省がん対策推進協議会
垣添 忠生 会長

厚生労働省がん対策推進協議会患者関係委員有志一同

がん患者の経済的負担の軽減に関する意見書

がん対策基本法が施行されてからまもなく 4 年目を迎ますが、国のがん対策推進基本計画において、「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」が全体目標として掲げられているにもかかわらず、多くのがん患者とその家族は、肉体的、精神的、社会的に大きな負担を強いられる中で、治療を受けているのが現状です。

特に、長期にわたり継続して治療を受けているがん患者の経済的な負担は非常に大きく、治療薬の投与を断念したり、生活保護を申請せざるを得ない状況となるケースもあります。がん対策推進協議会のワーキンググループが、「平成 23 年度がん対策に向けた提案書」の取りまとめにあたり実施したアンケートやタウンミーティングにおいても、がん患者や医療現場より、がん患者の経済的負担の軽減を求める意見が多く出されています。がん患者を対象としたその他の調査や報道においても、多くの割合のがん患者が治療にあたり、経済的負担が大きいと感じている実態が、相次いで示されています。

我々、厚生労働省がん対策推進協議会患者関係委員有志一同は、がん患者や医療現場より、「金の切れ目が命の切れ目」との声が多く挙がっている現実を重く受け止め、がん患者の経済的負担を軽減する施策の実施に向けて、がん対策推進協議会においてさらなる議論が行われることを求めます。特に、長期にわたり継続して治療を受けているがん患者の経済的な負担の軽減のために、がん対策推進協議会ががん対策に向けた提案書にて推奨している「長期の化学療法に対する医療費助成事業」に関連する、下記 4 本の推奨施策の実施に向けて、協議会においてさらなる議論が行われることを強く求めます。

なお、上記 4 本の推奨施策は、がん対策推進協議会の患者関係委員であった金子明美前委員の尽力により、協議会のがん対策に向けた提案書に盛り込まれた施策です。金子前委員は、自身も長期にわたり継続して抗がん剤の治療を受けながら、「がん患者は、お金との闘いを強いられている」として、経済的負担の軽減を訴えてこられましたが、その実現をみることなく、本年 1 月に逝去されました。これ以上多くのがん患者が、「がんとの闘い」に加えて「お金との闘い」を強いられることのないように、がん患者の経済的負担を軽減する政策の実施に向けて、協議会においてさらなる議論が行われることを求めます。

記

厚生労働省がん対策推進協議会患者関係委員有志一同は、がん患者の経済的負担の軽減、特に、長期にわたり継続して治療を受けているがん患者の経済的な負担の軽減のために、

がん対策推進協議会ががん対策に向けた提案書にて推奨している「長期の化学療法に対する医療費助成事業」に関連する、下記 4 本の推奨施策の実施に向けて、協議会においてさらなる議論が行われることを強く求めます。

外来長期化学療法を受ける患者への医療費助成

外来において、長期にわたり継続して高額の化学療法を受けている患者の経済的負担は非常に大きく、治療薬の投与を断念したり、生活保護を申請せざるを得ない状況となるケースもある。特定疾病患者の医療費助成をモデルに、一定の要件を満たす患者の世帯を対象に、健康保険の保険者から交付される認定証を窓口にて提示することで、医療機関窓口での 1 カ月あたりの負担額を、一定額以下とする。

社会福祉協議会による療養費貸付期間の延長

外来において、長期にわたり継続して高額の化学療法（抗がん剤治療）を受けている患者の経済的負担は非常に大きく、治療薬の投与を断念したり、生活保護を申請せざるを得ない状況となるケースもある。がん対策推進基本計画に基づく外来化学療法の進展と治療費の高騰の中で、患者が必要な治療を安心して受けられるようにするために、社会福祉協議会による療養費貸付期間の延長を行う。

高額療養費にかかる限度額適用認定証の外来診療への拡大

外来において、化学療法を伴う治療による医療費の支出について、外来患者においては入院患者のように限度額適用認定証が交付されていない。よって、高額療養費制度の申請のある世帯（すでに障害者認定受けている場合などを除く）を対象に、健康保険の保険者から交付される限度額認定証を窓口にて提示することで、医療機関窓口での 1 カ月あたりの負担額を、一定額以下とする。

長期の化学療法に対する助成

入院及び外来における化学療法による医療費の支出増による治療の中止を防止するため、高額療養費制度の申請のある世帯を対象に、健康保険の保険者から交付される認定証を入院患者のみならず外来患者に対しても窓口にて提示することで、医療機関窓口での 1 カ月あたりの負担額を、一定額以下とするとともに、さらに慢性腎不全などの特定疾患を対象とする助成に準じた運用とする。

厚生労働省がん対策推進協議会患者関係委員有志一同

天野 慎介 (厚生労働省がん対策推進協議会委員)

郷内 淳子 (厚生労働省がん対策推進協議会委員)

前川 育 (厚生労働省がん対策推進協議会委員)

三好 紗 (厚生労働省がん対策推進協議会委員)

安岡 佑莉子 (厚生労働省がん対策推進協議会委員)

海辺 陽子 (前厚生労働省がん対策推進協議会委員)

富樫 美佐子 (前厚生労働省がん対策推進協議会委員)